

令和元年度事業主健診委託書

東京金属事業健康保険組合 殿

東京金属事業健康保険組合（以下「組合」という）が、組合の被保険者を対象として実施する下記の健診において、労働安全衛生規則第44条「定期健康診断」で定める検査項目の健診を、事業主健診として組合へ委託します。

本委託により事業主健診を実施した場合は、組合の決済方法（注1）により下記の事業主健診受託料を、組合の指定期日までに納付します。

また、本委託の適用期間は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までとし、下記のいずれかの健診の初回申込時に本委託書を提出します（本委託書の提出以降は、令和元年度中に組合が実施する全ての健診申込の際に、本委託書を適用します）。

記

健診の種類 および受診対象者	事業主健診受託料
一般健診（A1・簡易コース） 一般健診（A2・法定コース） 39歳以下の被保険者（注2）	2,900円（消費税を含む） 6,800円（消費税を含む） 労働安全衛生規則第44条の必須検査項目分
生活習慣病健診 被保険者	6,800円（消費税を含む） 労働安全衛生規則第44条の全検査項目分
婦人生活習慣病健診 女性被保険者	6,800円（消費税を含む） 労働安全衛生規則第44条の全検査項目分
半日人間ドック （千代田健診センターで実施） 35歳以上の被保険者（注2）	6,800円（消費税を含む） 労働安全衛生規則第44条の全検査項目分 （一部負担金10,800円の中にこの受託料を含む）

※ 一般・生活習慣病・婦人生活習慣病の各健診において、事業主健診の検査項目に未受診項目があった場合は、次の検査項目費用を減額して請求します〔聴力520円（一般健診の簡易法を除く）、検尿180円、胸部X線520円、心電図980円、血液生化学検査2,340円（A2）・2,560円（生活習慣病）、血液血球検査990円〕。

ただし、千代田健診センターで実施する半日人間ドックおよび一般健診、生活習慣病健診は減額の対象となりませんので、予めご了承ください。なお、記載されている金額は消費税率を8%としています。

（注1）一般健診・生活習慣病健診・婦人生活習慣病健診・半日人間ドックは、健診終了後一定期間でとりまとめのうえ（年4回程度）、組合から事業主（本社）へ一括して請求します。

（注2）対象年齢は、健診を受診する年度末時点の年齢とします。

（注3）10月1日より消費税が10%となった場合は、事業主健診受託料の6,800円が6,900円になります。

A1健診の2,900円は変更ありません。

令和 年 月 日

事業所記号 【 】

所在地

事業所名

事業主

印（事業主印を押印ください）